

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2018年11月22日～2018年11月28日)

平成 30 年(2018 年)11 月 30 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b>                      最高裁判所法改正案の上院可決                      チャプトヴィチ外相, マルタを訪問                      ブワシュチャク国防相, リトアニアを訪問                      アゾフ海でのロシア国境警備局によるウクライナ海軍船舶拿捕(だほ)に関するポーランドの反応                      チャプトヴィチ外相, インドネシアを訪問                      ドゥダ大統領, ブルガリアを訪問                      モラヴィエツキ首相, 英国のEU離脱に関する臨時欧州理事会に出席</p>								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍, 国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p><b>治安等</b>                      COP24に伴うテロ警戒レベルの引き上げ                      ポーランド・ウクライナ国境での抗議活動の発生                      果物輸入に偽装した麻薬密輸の摘発                      ウクライナ情勢を受けロシアに対する抗議デモが発生                      グリーンピース, COP24を念頭においた抗議活動を実施                      国境警備隊, イエメン人密入国者を拘束                      モスバカー米国大使, ポーランドの政治家によるTVNジャーナリスト批判に関する書簡を发出</p>								
<p><b>経済</b>                      児童手当「ファミリー500+」の実施状況                      10月の失業率                      10月の財政収支                      国営ガス・石油企業PGNiG社, 水素技術に関する新たな研究開発を開始                      エネルギー戦略案の発表                      原子力発電所建設に係る動向                      デジタル変革への対応を目的とした企業支援                      中央空港(CPK)に関する動向                      ポーランド企業による宇宙技術開発</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b>                      長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      COP24に係る安全対策に伴うポーランド国境における出入国管理強化に関する注意喚起                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      パスポートダウンロード申請書の御案内                      平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内                      日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について                      大使館広報文化センター開館時間                      文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>								

## 政 治

## 内 政

最高裁判所法改正案の上院可決【23日】

23日、上院は、21日に下院で採択された最高裁判所法改正案を、賛成55票、反対26票で可決し、

同改正案を大統領に送付した。本改正案は、現行法の規定に基づき退官となった65歳以上の判事の復帰等について規定している。

## 外交・安全保障

チャプトヴィチ外相、マルタを訪問【22日】

22日、チャプトヴィチ外相はマルタを訪問し、コレイロ＝プレカ大統領、ムスカット首相及びアペーラ外相と会談し、両外相は、EUには移民・難民及び安全保障に関する長期的戦略が必要との点で合意した。

した。また、対露制裁の強化に関して問われ、紛争を終わらせるため、あらゆる行動をとる用意があり、かかるイニシアチブを支持すると述べた。

ブワシュチャク国防相、リトアニアを訪問【23-24日】

23日-24日、ブワシュチャク国防相は、バルト地域国防相会議に参加するため、リトアニアを訪問し、新たな安全保障環境下における対応すべき役割について議論をするとともに、カロブリス・リトアニア国防相との二者会談においては、防衛協力の深化及びNATO東方における関与、並びにポーランド・リトアニア国境地域における脅威について意見交換を行った。ブワシュチャク国防相は、エストニア及びラトビアの国防相とも意見交換をし、バルト3国はポーランドが推進している恒久的な米軍基地の建設を支持していることを強調した。更に、常設軍事枠組み(PESCO)の計画の一つであり、今年6月にリトアニア、エストニア、クロアチア、オランダ及びルーマニアが参加を表明したサイバー即応チーム構想へのポーランドの参加に対する署名も行われた。

チャプトヴィチ外相、インドネシアを訪問【25-27日】

25-27日、チャプトヴィチ外相はインドネシアを訪問し、ルトノ外相等と二国間の政治・経済・軍事・文化・教育・観光等について協議した。チャプトヴィチ外相としては初めてのアジア訪問、またポーランド外相による同国訪問は21年振り。同外相は、インドネシアはポーランドにとって重要な貿易パートナーであり、農業・食料品部門での貿易交流の拡大への期待を示した他、ポーランド企業の鉱山技術、電気自動車、医療機器等の分野におけるインドネシアでの投資への関心増大についても強調した。さらに、2019年に両国が共に国連安保理非常任理事国を務めることから、協力の方向性についても協議した。この他、チャプトヴィチ外相は、ホワン・アン・トゥアンASEAN事務次長、ハメンクブウォノ10世・ジョグジャカルタ・スルタン(兼ジョグジャカルタ特別州知事)とも会談し、ポーランド投資貿易庁(PAII)ジャカルタ事務所開設式に出席した。

アゾフ海でのロシア国境警備局によるウクライナ海軍船舶<sup>艦船</sup>に関するポーランドの反応【25-27日】

25日にアゾフ海と黒海を結ぶケルチ海峡におけるロシア国境警備局によるウクライナ海軍船舶<sup>艦船</sup>の拿捕(ウクライナ海軍兵士6名負傷)に関し、ポーランド外務省は同日、アゾフ海における急激な緊張の高まりは、ウクライナの領土的統一性及び主権侵害を含む、ロシア連邦による基本的な国際法原則違反に起因するものであり、ロシアの攻撃的活動を全力で非難し、同国が国際法を尊重するよう、そして、欧州の安全保障の安定を脅かしかねない現状におけるウクライナ及びロシア双方の自制を呼びかける、との声明を発出した。また、26日、ドゥダ大統領はポロシェンコ・ウクライナ大統領と電話会談を行った他、訪問先のブルガリアで、ロシアは国際法及びアゾフ海の航行に関するロシア・ウクライナ間協定に違反しており、ウクライナにおける侵略者であることは間違いないと

ドゥダ大統領、ブルガリアを訪問【27日】

27日、ドゥダ大統領はブルガリアを訪問し、ラデフ大統領と黒海におけるロシア・ウクライナ関係の緊張の高まりについて話し合い、緊張緩和を呼びかけた他、EUの結束政策及び共通農業政策について協議した。また、二国間関係につき、ドゥダ大統領は、2、3年以内に両国が高速道路ヴィア・カルパチアで結ばれることへの期待を示し、同道路は経済・輸送面のみならず、人々の交流を飛躍的に増大させる旨述べた。ドゥダ大統領は、ボリスフ首相及びカラヤンチエヴァ国民議会議長ともそれぞれ会談した。

モラヴィエツキ首相、英国のEU離脱に関する臨時欧州理事会に出席【25日】

25日、モラヴィエツキ首相は、EU27か国首脳による特別欧州理事会に出席するためブリュッセルを訪問した。同理事会では、英国のEU離脱に関する

## 治 安 等

COP24に伴うテロ警戒レベルの引き上げ【23日】

23日、モラヴィエツキ首相は、本年12月にカトヴィツェで開催される気候変動枠組条約締結国会議第24回会合(COP24)に伴い、11月26日から12月15日までの間、シロンスキエ県及びクラクフのテロ脅威レベルをALFA(全4段階の警戒レベルの第1段階)に引き上げると発表した。政府危機管理センターは、今次措置は飽くまで一般的な脅威警戒で、確たる脅威情報に基づくものではなく予防的措置である点を強調し、公的機関は潜在的脅威に関する情報を収集するとともに、不審者及び不審物等についてもこれまで以上に注意を払い、不測の事態が発生した場合も適切な対応を取るとしている。

ポーランド・ウクライナ国境での抗議活動の発生【25日】

国境警備隊によれば、ポーランド・ウクライナ国境で大規模抗議活動が発生しており、断続的に国境検問所が閉鎖されるなど通行に問題が発生している。ドロフスク(Dorohusk)、ゾシン(Zosin)、ドホビチョフ(Dolhobyczow)については、ウクライナ側国境検問所で抗議活動が行われている。同問題は、ウクライナで第三国からの中古車輸入に関する新税制が施行されたことに起因しており、EU域内で登録された車両がウクライナに入国する際、関税額と同額の頭金の支払いを義務づけられたことが、EU域内で登録された車両を所有するウクライナ人の怒りを買って、抗議活動に発展した。ウクライナでは、国内で車両を購入するより、ポーランドやリトアニアで中古車を購入し、これらの国の国民と共同所有の形で登録した方が安価で車両を調達できるという事情があり、新税制はこれら車両所有者に実質的な負担増を求めるものとなっている。

果物輸入に偽装した麻薬密輸の摘発【26日】

26日、警察は、輸入果物に覚せい剤ブロックを混入する形での麻薬密輸が相次いで確認されているとして、注意を呼びかけた。覚せい剤が混入されていたのは、スーパーマーケットチェーンのストクロトカ(Stokrotka)がエクアドルから輸入したバナナで、これまでに総量220キロの覚せい剤が発見されている。ストクロトカは、同バナナは、輸入業者から仕入れたもので、自社が直接輸入したものではないとしており、警察は、海外の関係当局と連携して薬物の送り主に関する捜査を進めている。

ウクライナ情勢を受けロシアに対する抗議デモが発生【27日】

26日に発生したロシア国境警備隊によるアゾフ海でのウクライナ海軍船舶拿捕事件の発生を受け、ポーランド各地でロシアへの抗議活動が活発化しつつある。27日には、ワルシャワの在ポーランド・ロシア大使館前に、ウクライナ国旗やプーチン大統領を批判する横断幕を掲げるデモ隊が集結し、ロシアに対する抗議活動を行ったほか、グダンスク、クラクフ、ウッチでもウクライナとの連帯を主張する集会が開催された。

グリーンピース、COP24を念頭においた抗議活動を実施【27日】

27日、環境保護団体グリーンピースの活動家6人がウツキエ県のベウハトフ石炭発電所内に侵入し、同発電所の煙突上で、政治家は環境問題を無視しているなどと主張する抗議活動を行った。ベウハトフ石炭発電所は、世界最大の石炭発電所として知られており、同抗議活動は、カトヴィツェで開催されるCOP24を念頭においたものと見られている。

国境警備隊、イエメン人密入国者を拘束【27日】

27日、国境警備隊は、ポーランド・ウクライナ国境近くのプシェムィシルでイエメン人密入国者2人を拘束した。両人は、ウクライナから密入国したもので、最終目的地はドイツであった旨供述しており、ウクライナに送還された。

モスバカー米国大使、ポーランドの政治家によるTVNジャーナリスト批判に関する書簡を发出【27日】

モスバカー米国大使は、当地のネオナチ組織への潜入取材を行った民放テレビ局TVNの記者を、ポーランドの政治家が批判していることを問題視しているとする書簡をモラヴィエツキ首相宛に发出した。同大使は、政治家の批判によってTVNの信用が損なわれ、ジャーナリストの独立が危険にさらされることを憂慮しているとしている。本件を受け、ゴヴィン副首相は、同大使との会談を急ぎ取りやめた。なお、検察は、TVN記者によるネオナチ組織に対する金銭提供による「やらせ」取材の告発を早々に証拠不十分で捜査中止にした。

## 経 済

## 経済政策

児童手当「ファミリー500+」の実施状況【23日】

家族・労働・社会政策省は、児童手当「ファミリー500+」について、2016年4月の開始以来、これまでに246万世帯、375万人の子どもを対象に、

578億ズロチを支給したと発表した。ラファルスカ家族・労働・社会政策大臣は、同事業が経済破綻に繋がる可能性があるとして反対する声もあったが、経済状況はむしろ改善していると述べた。

## マクロ経済動向・統計

10月の失業率【27日】

中央統計局(GUS)によると、10月の失業率は5.7%(前月比同)で、10月末時点の登録済み失業者数は937,300名に減少した(9月末時点では947,400名)。

財務省によると、10月末時点の財政収支は歳入3,094億ズロチ、歳出3,029億ズロチで、65億ズロチ(約15.2億ユーロ)の財政黒字となった。付加価値税(VAT)、個人所得税、法人所得税からの歳入がそれぞれ前年同月比5.4%増、13.7%増、16.5%増を記録した。

10月の財政収支【27日】

## ポーランド産業動向

国営ガス・石油企業PGNiG社、水素技術に関する新たな研究開発を開始【26日】

国営ガス・石油企業PGNiG社は、水素技術に関する新たな研究開発を開始したと発表した。同社

のクロプレフスキ副社長は、水素ガス貯留の技術開発に注力しており、将来的に同分野の開発を主導したいとの意向を示した。

## エネルギー・環境

エネルギー戦略案の発表【23日】

トフジェフスキ・エネルギー大臣は2040年までのポーランドのエネルギー戦略案を発表した。同案は2019年1月15日まで意見公募に付された上で採択され、以後2年ごとに更新される予定である。同戦略案では主に以下が掲げられている。

- ・出力1～1.2GW原子力発電所初号機を2033年までに建設し、その後2年ごとに1～1.5GWの原発を建設し、2043年までに計6基で6～9GWの電力容量を目指す。

- ・2030年までに石炭エネルギーのシェアを60%、再生可能エネルギーのシェアを21%とし、CO<sub>2</sub>排出量を30%削減(1990年比)とする。

- ・国内の電気自動車台数を2020年に5万台、2025年に100万台とする。

原子力発電所建設に係る動向【26日】

国営エネルギー企業PGEは、原子力建設のための特定目的会社PGEEJを持株会社とすることを検討している。現在のPGEEJ社の株式保有比率はPGE社が70%で、残り30%を国営エネルギー関連企業(ENEA社、KGHM社、TAURON社

の各10%)が保有している。

デジタル変革への対応を目的とした企業支援【27日】

エミレヴィチ企業・開発大臣は、産業プラットフォーム構築に係る法案が年内に下院を通過し、2019年第1四半期には産業プラットフォームが構築され、“Industry 4.0”等のデジタル変革適応を目的としたポーランド企業への支援が実施されることを期待すると述べた。

中央空港(CPK)に関する動向【27日】

バルトシヤク中央空港(CPK)建設特別目的会社社長は、22日に航空(空港)、鉄道整備、資金調達各分野を担当する理事の指名を含めた企業登記を行い、新空港の運営行程を再調整すると述べたが、完工時期は明らかにしなかった。CPKは2027年に開港予定であるが、第一段階から遅延している。

## 科学技術

**ポーランド企業による宇宙技術開発【27日】**  
 ポーランドのアストロニカ(Astronika)社が製作した火星の温度特性を調査する機器を搭載したNA

SAの探査機が火星に着陸した。同探査機は2年間にわたり火星の内部構造を探査する予定。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2018年11月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**COP24に係る安全対策に伴うポーランド国境における出入国管理強化に関する注意喚起**

11月16日、ポーランド内務・行政省は、陸上国境におけるシェンゲン協定国との出入国管理を一時的に再開する旨公表しました。

出入国管理の対象者はポーランド国境警備隊によって無作為に選定され、データベースによる照合等が実施されます。同措置は、12月3日から同14日までの間、カトヴィツェで開催される国連気候変動枠組条約第24回締結国会議(COP24)に必要な安全対策処置であり、11月22日から12月16日まで継続されます。

現在、ポーランドとシェンゲン協定国との間での出入国管理は、シェンゲン協定により簡易措置が講じられていますが、今回の措置によって、シェンゲン協定国との出入国についても身分事項や滞在許可の確認が行われることが予想されます。シェンゲン条約加盟国民以外は、国境を越える場合は入国審査が無くとも、本来(身分証ではなく)旅券の携行が義務づけられておりますので、同期間においては特に、空路、船のみならず、車、列車等で国境を越える際にも、滞在許可証等に加え、必ず旅券を携行してください。

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

### 平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年3月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(平成30年度後期分)を配布しています。後期分教科書は小学生用のみの配布となりますので、御注意ください。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho30.2semester.pdf>

申込先:[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)(Eメールの場合)

22-696-5006(FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa(郵送の場合)

### 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

### **国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】コペルニクス大学にて日本研究者の遊び場:トルンの日本学科の10周年【11月29日(木)～12月1日(土)】**

トルンにて、ニコラウス・コペルニクス大学日本学科主催による『コペルニクス大学にて日本研究者の遊び場:トルンの日本学科の10周年』が開催中です。日本の文化・経済・社会・政治などに関する学会が予定されています。

開催場所: トルン市 (クヤヴィ=ポモージェ県), ニコラウス・コペルニクス大学日本学科, ul. Bojarskiego 1

詳細: <https://www.fil.umk.pl/zj/>

### **【予定】講演会: ゼノ・ゼブロフスキー【12月3日(月) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、ゼノ・ゼブロフスキー(ゼノ神父)に関する講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

### **【予定】映画上映会: 「終わらない人～宮崎駿」【12月10日(月) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「終わらない人～宮崎駿」が上映されます(日本語, 英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

### **【予定】国際空手選手権大会「第11回ココロカップ」【12月15日(土)】**

ワルシャワにて、ビエラニ極真空手クラブ主催による『国際空手選手権大会「第11回ココロカップ」』が開催されます。

開催場所: ワルシャワ, ul. Staffa 3/5

詳細: <http://kokorocup.pl/2018/11/09/kokoro-cup-11-15-12-2018/>

### **【予定】第12回柔道選手権大会「若者の才能養成所」【12月15日(土)】**

ユゼフ市にて、学生柔道クラブ「ユコ ユゼフ」主催による『第12回柔道選手権大会「若者の才能養成所」』が開催されます。

開催場所: ユゼフ市(マゾフシェ県), ul. Długa 44

詳細: <http://judo-yuko.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))